

滋賀県国土強靭化地域計画の改定について

1 趣旨

平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。また、基本法に基づき、平成 26 年 6 月「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

これを受け、本県においても、基本法の理念に則り、平成 28 年 12 月「滋賀県国土強靭化地域計画～強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画～」(以下「地域計画」という。)を策定している。地域計画の期間は令和 2 年度までの 5 か年となっている。

国の基本計画は、平成 30 年 12 月に「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」を含む見直しが行われているため、その内容を踏まえ、地域計画を改定するとともに、令和元年 8 月 2 日の「国土強靭化の推進に関する関係府省庁連絡会議」の申し合わせ事項に沿った地域計画となるよう留意する。

2 基本的な考え方

- ・基本計画の見直し内容を踏まえ、基本計画と調和のとれた地域計画とする。
- ・今後の国土強靭化関連予算の国への要求(令和 3 年度)において、「重点化」「要件化」の対象となるよう、必要な取組や事業について地域計画に明記する。

3 改定後の計画期間

令和 2 年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 5 か年とする。

4 改定に向けた検討

関係各課と横断的な連携を図るとともに、学識者・市町等の意見を踏まえ検討を進める。

5 スケジュール(案)

令和元年

12月 地域計画の評価

令和2年

1月 骨子案

2月 素案

3月 原案

県民政策コメント実施

5月 地域計画改定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法 概要

基本理念

国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靭化基本計画の策定

※国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

○策定手続

- ◆案の作成(推進本部)
 - 評価結果に基づき策定
 - 脆弱性評価の結果の検証
- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

脆弱性評価の実施

- ※ 国土強靭化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。
 - ・推進本部が指針を作成。
 - ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
 - ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靭化地域計画の策定

- ※ 国土強靭化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができる。
〔都道府県・市町村が作成〕

指針となる

国の他の計画
(国土強靭化基本計画を基本とする)

調和

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靭化推進本部の設置

※ 國土強靭化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靭化推進本部を設置。

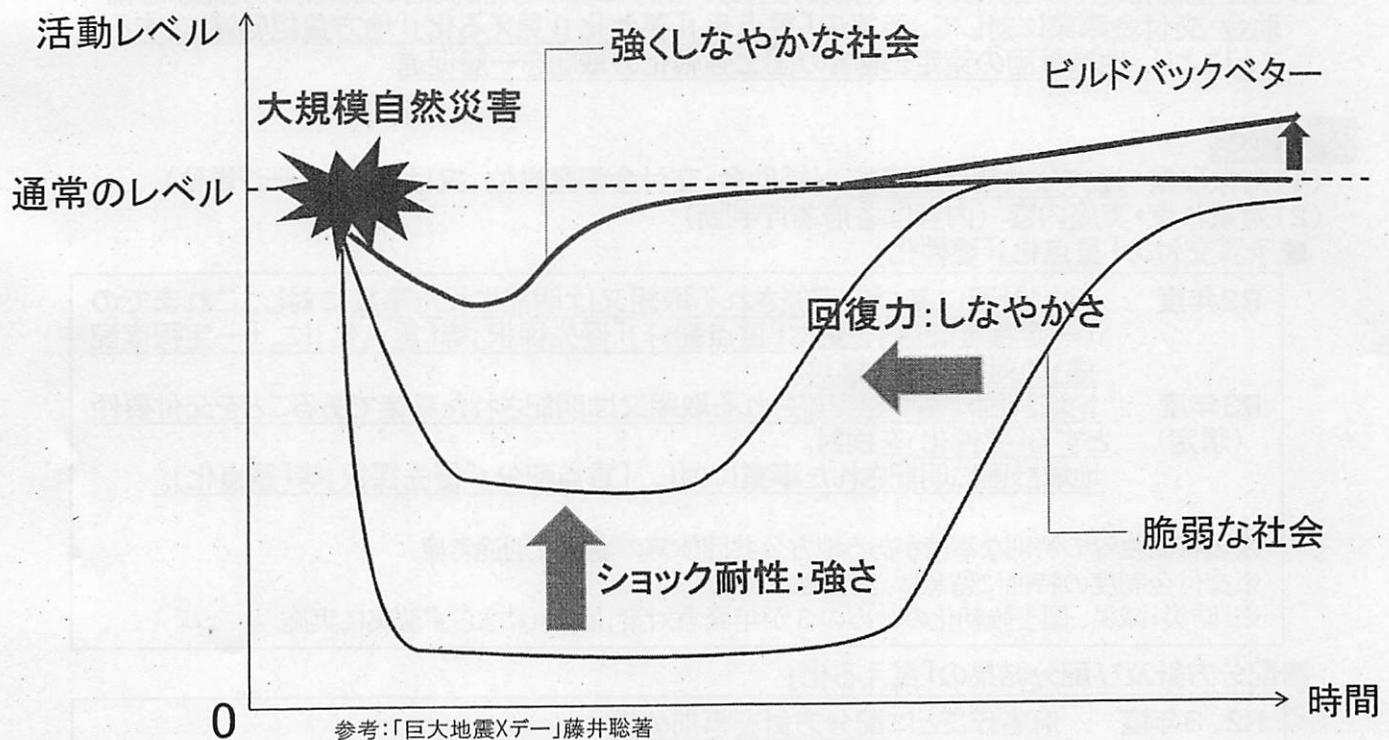
【本部長】内閣総理大臣【副本部長】内閣官房長官、国土強靭化担当大臣、国土交通大臣【本部員】他の国務大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

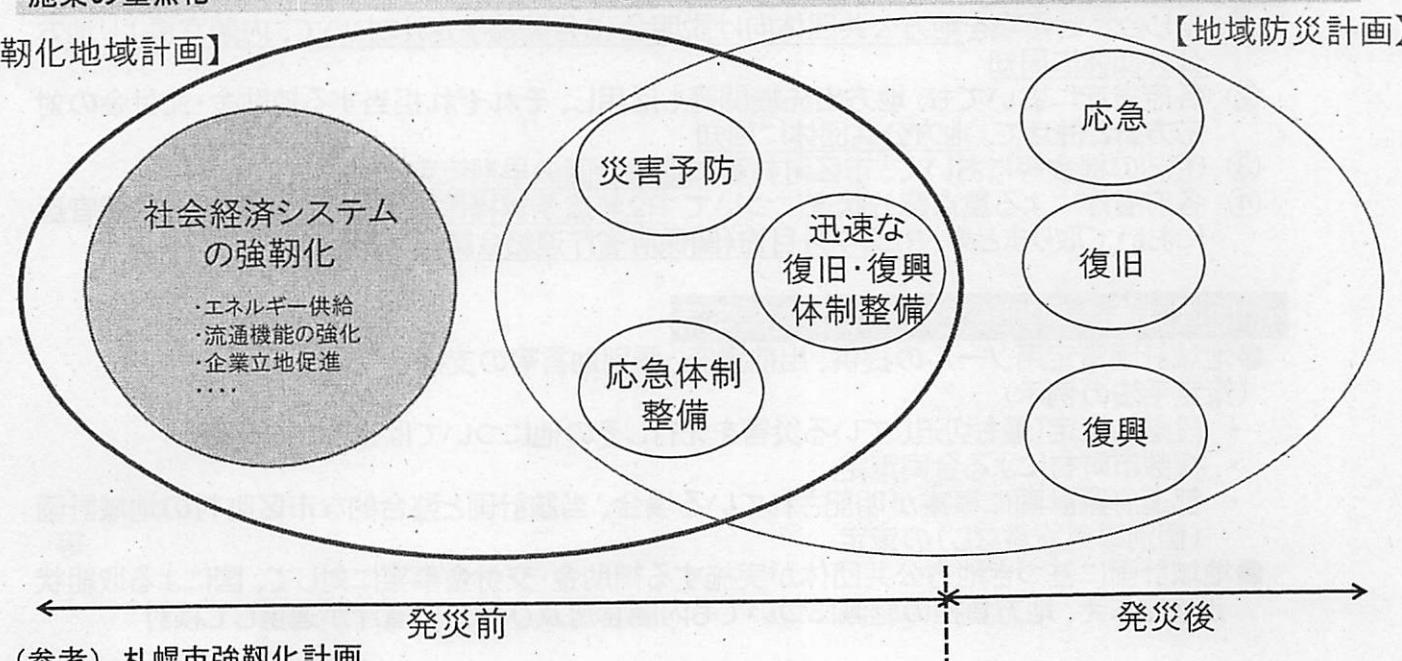
- 大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築



地域防災計画との比較

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【強靭化地域計画】



国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組推進

1. 趣旨

○国土強靭化地域計画(以下、「地域計画」という。)に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることにより、地域計画の策定、地域の国土強靭化の取組を一層促進

2. 対応等

- (1) 対象事業 地方公共団体等事業（補助金・交付金事業単位 又は パッケージ単位）
(2) 対象年度・実施内容（内容は各府省庁判断）

■予算交付の「重点化」「要件化」

- R2年度： 地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業に対し、これまでの「一定程度配慮」を更に「重点配分」「優先採択」等「重点化」に。「一定程度配慮」の対象追加を検討。
- R3年度（想定）： 地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」を検討。
地域計画に明記された事業に対し、「重点配分」「優先採択」等「重点化」。

※災害発生等の特別な事情がある地方公共団体等の場合は別途考慮

※交付金制度の特性に留意し、実効性を考慮

※「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」はこれによらず着実に実施

■配分方針及び配分結果の「見える化」

- R2、3年度： 府省庁ごとに配分方針を事前公表
配分結果を具体的な数値等で取りまとめて事後公表

R3年度は、「要件化」事業について未策定市区町村への配分結果の通知・公表で「配分無し」と明記することも検討

（3）関係府省庁による申し合わせ

「重点化」「要件化」「見える化」について、関係府省庁連絡会議（8月2日開催）で申し合わせ（資料、議事概要公表）

3. 進め方と公表方法

- ① 申し合わせ事項を地方公共団体向け説明会（8月開催予定）において、内閣官房より地方公共団体に周知
- ② 各府省庁においても、地方出先機関等も活用し、それぞれ担当する補助金・交付金の対応方針と併せて、地方公共団体に周知
- ③ ①②の機会等において、市区町村等に地域計画の早期策定を促す
- ④ 各府省庁による重点配分状況について R2年度予算措置の実績（予算額等）を内閣官房において取りまとめ、R2年7月目途（関係府省庁連絡会議）に公表

4. 地域計画の早期策定に向けた支援策等

- 地域計画策定用ツールの提供、出前講座、個別助言等の支援
(策定手法の例示)

- ・段階的策定（最も切迫している災害を先行しその他については追って拡充等）
- ・複数市町村による合同策定
- ・都道府県計画に事業が明記されている場合、当該計画と整合的な市区町村の地域計画（個別事業記載なし）の策定 等

- 地域計画に基づき地方公共団体が実施する補助金・交付金事業に対して、国による取組状況を踏まえ、地方負担の軽減についても内閣官房及び関係府省庁が連携して検討

滋賀県国土強靭化地域計画 概要

～ 強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画～

第1章

計画策定の趣旨

- 過去の自然災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない自然災害に対して、平時から対策を行うことが必要
- 「琵琶湖西岸断層帯」や「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や近年増加する傾向にある局地的な大雨等の風水害への対応が大きな課題
- 人口減少社会において、公共施設等社会資本の維持管理、更新等が課題
- 国土強靭化基本法の規定に基づく本県の国土強靭化にかかる「滋賀県国土強靭化地域計画～強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画～」を策定

基本的な考え方

〈基本目標〉

- 人命の保護が最大限図られること
- 社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

〈対象とするリスク〉

大規模地震および風水害

〈計画期間〉

平成28年度から平成32年度 5年間

〈事前に備えるべき目標〉

- ① 大規模地震・風水害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
- ② 大規模地震・風水害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
- ③ 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること
- ④ 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- ⑤ 大規模地震・風水害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 大規模地震・風水害発生後であっても、住民生活と経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 大規模地震・風水害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

第2章 本県の地域特性

- 地勢
- 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等
- 近畿約1,450万人の命の水源である琵琶湖
- 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝
- 製造業を中心とする内陸工業県
- 周辺地域における原子力施設の立地

第3章 脆弱性評価

- 対象としたリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靭化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

〈施策分野〉

[個別施策分野] ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療、④エネルギー、
⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

[横断的施策分野] ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

- 「起きてはならない事態（リスクシナリオ）」に向けて、現状の課題（別紙1）と今後の施策を分析・整理
- 重要業績指標（KPI）を設定（別紙2）し、進行管理に活用

第4章

脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

《行政機能》

危機管理センターの活用促進、住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信、原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築 等

《警察・消防等》

警察救出・救助部隊の災害対応能力向上・資機材等整備、消防人材・消防職員等の育成・確保 等

②住宅・都市

住宅・建築物の耐震対策、上水道・工業用水道施設の防災対策の推進、下水道施設の防災対策の推進 等

③保健医療

災害医療体制の充実、感染症の発生・蔓延防止

④エネルギー

自立・分散型エネルギーシステムの整備促進、適切な燃料供給のための体制整備

⑤産業

中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援、本社機能の誘致・企業立地の推進

⑥交通・物流

主要幹線道路等ネットワークの整備、緊急輸送道路等ネットワークの整備、道路斜面対策の推進 等

⑦農林水産

農地・農業水利施設等の適切な保全管理、農業集落排水施設の機能保全、ため池の防災対策の推進

⑧国土保全・土地利用

流域治水の推進、河川の整備、琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進 等

⑨環境

有害物質等対策の推進、浄化槽の管理体制の整備、災害廃棄物処理体制の強化・充実

横断的施策分野

①リスクコミュニケーション

防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上、災害ボランティアの活動支援 等

②老朽化対策

公共施設等マネジメント

第5章

計画の推進と不断の見直し

➤ 国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、取組を推進

➤ 限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めため、施策を重点化

➤ 県地域計画に基づく国土強靭化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、必要に応じてその進捗状況を把握

➤ 外部環境の変化等に応じて見直す（平成28年4月の熊本地震を踏まえ、適切な時期に必要な見直し）

別紙1

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別紙2

個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧